

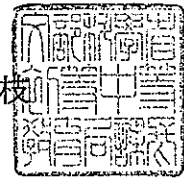
24初教課第23号

平成24年9月21日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

塩見 みづ枝



(印影印刷)

学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告
の実施について（依頼）

標記について、平成24年9月18日付け24消安第2967号で農林水産省消費・安全局動物衛生課長より別紙（写）のとおり依頼がありました。

ついては、学校等において飼育されている動物について家畜伝染病予防法及び飼養衛生管理基準にのっとり、下記の点に御留意の上、適切な対応をよろしくお願いします。

なお、各都道府県教育委員会においては城内の市区町村教育委員会、各都道府県私立学校主管課においては所管の学校法人等に対しても周知するようお願いいたします。

記

○各学校等において必要となる対応及び手続き

学校等において、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している場合（別添「定期報告書」を様式として使用すること）

1. 飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うこと。(法第12条の3第2項)

※飼養している頭羽数にかかわらず、全ての家畜の所有者が対象です。毎日、飼養する家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報してください。

2. 毎年(2月1日現在)、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること。(法第12条の4第1項)

※以下に掲げる頭羽数の家畜を飼養している場合には、別添「定期報告書」中の「1. 基本情報(「畜舎等の数」を除く。)」についてのみ、御報告ください。

①牛、水牛及び馬 1頭

②鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 6頭未満

③鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥 100羽未満

④だちょう 10羽未満

なお、家畜伝染病予防法に関する具体的な問合せにつきましては、農林水産省消費・安全局動物衛生課又は管轄の家畜保健衛生所まで直接お問い合わせください。

<文部科学省連絡先>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程第一係(村山、村井、紺野)

TEL : 03-5253-4111 (内線2903)

FAX : 03-6734-3734

mail : kyoiku@mext.go.jp



24消安第2967号
平成24年9月18日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の実施について（協力依頼）

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の伝播力が強い家畜伝染病は、ひとたび発生すると地域社会・地域経済に大きな影響を与えます。平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫の際には、家畜の殺処分頭数が我が国の畜産史上最大規模の約30万頭におよび、甚大な被害をもたらしました。

こうした近年の状況を踏まえ、昨年4月に改正された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）においては、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理に関する基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）が見直されるとともに、家畜の所有者は飼養している家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理の状況を、年1回都道府県知事に対して報告（以下「定期報告」という。）しなければならないこととされております。これらの義務については、農場のみならず、すべからず家畜を所有している場合に、その対象となります。

つきましては、我が国における口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生を防止するため、下記の対応について御協力を得たく、貴職から各都道府県教育委員会等へ改めて周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

学校等において、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している場合は、

- 1 飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行うこと。（法第12条の3第2項）

※ 飼養している頭羽数にかかわらず、全ての家畜の所有者が対象です。毎日、飼養する家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに管轄の家畜保健衛生所に通報して下さい。

2 毎年、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること。(法第12条の4第1項)

※ 以下に掲げる頭羽数の家畜を飼養している場合には、別添の「1. 基本情報(「畜舎等の数」を除く)」についてのみ、御報告下さい。

- ① 牛、水牛及び馬 1頭
- ② 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 6頭未満
- ③ 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥 100羽未満
- ④ だちょう 10羽未満

なお、家畜伝染病予防法に関する詳細な情報につきましては、農林水産省ホームページ(*1)を御参照下さい。

また、1及び2に関する具体的な方法等については、管轄の家畜保健衛生所(*2)にお問い合わせください。

(*1) 農林水産省ホームページ:

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/index.html

(*2) 家畜保健衛生所の一覧:

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/syuninsya.html>